

前橋四公祭キャラクター使用に関する要綱

(目的)

第1条

この要綱は、前橋四公祭のPR及びコンセプトの推進に寄与する各事業において、前橋四公祭のイメージキャラクター及び名称(以下、キャラクター等という)を使用する場合に必要な事項を定め、「歴史都市まえばし」のブランドイメージの向上を図ることを目的とする。

(使用承認の申請等)

第2条

キャラクター等の使用を申請しようとする者は、使用開始予定日の30日前までに「前橋四公祭キャラクター等使用承認申請書(別記様式第1号)」を前橋四公祭実行委員会会長(以下、会長という)に提出しなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 前橋四公祭実行委員会が使用する場合
- (2) 前橋市、財団法人前橋観光コンベンション協会、前橋広域物産振興協会が使用する場合
- (3) 報道機関が報道目的で使用する場合
- (4) その他、会長が適当と認める者が使用する場合

2 前項の承認は、「キャラクター等使用承認通知書(別記様式第2号)」により行うものとする。

(使用料)

第3条

キャラクター等の使用にかかる使用料については、当面、定めないものとする。

(使用承認の範囲)

第4条

キャラクター等は、第1条の目的に合致すると認められたものに限り使用できるものとする。

2 キャラクター等の使用に当たっては、使用状況の把握に必要な要件を付するものとする。

3 次の各号のいずれかに該当するときは、キャラクター等を使用することができない。

- (1) 公序良俗に反する恐れがある場合、その他社会的な非難を受ける恐れがある場合
- (2) 政治的色彩を有している場合
- (3) 前橋四公祭の信用または品位を損なう恐れのある場合
- (4) その他、会長がキャラクター等の使用について不適当と認めた場合

4 使用承認期間は、キャラクター等使用承認日より1年を超えることができないものとする。なお、承認日はキャラクター等使用承認通知書の日付とする。

(使用上の遵守事項)

第5条

キャラクター等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 別紙表記のキャラクター等を正しく使用すること。
 - (2) キャラクター等のイメージを損なう展開及び応用使用をしないこと。ただし、会長の許可を得たものについてはこの限りではない。
 - (3) 承認された用途のみに使用し、会長が指示する使用条件に従うこと。
- 2 キャラクター等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。
- 3 キャラクター等の使用が、当会の都合により使用停止や変更がなされた場合において、損害賠償その他の請求及び権利の主張を行うことはできない。

(承認内容の変更)

第6条 キャラクター等の使用承認を受けた者が、使用承認通知書の承認内容について変更しようとする場合、あらかじめ「キャラクター等使用承認内容変更申請書(別記様式第3号)」を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、第2条第2項の規定を準用する。

(承認の取り消し)

第7条 会長は、キャラクター等の使用がこの要綱または承認内容に違反して使用された場合は、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、「キャラクター等使用承認取消通知書(別記様式第4号)」をもって通知する。
- 3 前2項の規定により承認を取り消された者は、当該承認による物件を使用、配布、掲示及び販売等してはならない。
- 4 前3項により生じた損害は、当該承認を取り消された者の責により処理されなければならない。

(使用結果報告)

第8条 会長は、キャラクター等の使用の承認を受けた者に対し、当該申請の実施結果(別記様式第5号)について、報告を求めるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、キャラクター等の使用に関して必要な事項が生じた場合には、別途協議し決定する。

付 則 この要綱は、平成28年11月9日から施行する。

付 則 この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

別紙 キャラクター及び名称

1 前橋四公祭キャラクター



さかいとうたのかみ
酒井雅楽頭



まつだいらやまとのかみ
松平大和守



あきもとえつちゆうのかみ
秋元越中守



まきのするがのかみ
牧野駿河守

2 その他キャラクター



たきがわかずます
滝川一益



かみいづみ い せ のかみのぶつな
上泉伊勢守信綱



松平大和守 (式部正宗版)
しきぶまさむね